

第29回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年10月19日(金)午後6時00分～午後8時00分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、
真杉紀久代、山田弘己

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀
本慎一、同室主査 真銅美雪

今回は、情報公開条例改正に係る審議のみのため、事務局が実施機関
を兼ねる。

- 配付資料
- 1 レジユメ
 - 2 答申素案(審議用事務局案)
 - 3 第27回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録
 - 4 検討資料(H19.10.19)

議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

- (1) 公益上の理由による裁量的開示について
- (2) 存否応答拒否について
- (3) 不開示事項等について
ア 文書不存在の取扱い
- (4) 第三者保護に関する手続について
- (5) 土地開発公社等の情報公開について
- (6) 不服申立てについて

2 その他

審議に入る前に、事務局から以下の報告があった。

10月1日から、市のホームページにおいて、審議会等の附属機関等の会議の開催日時、開催場所及び公開・非公開の区別を公表することになり、本審議会についても掲載されることになった。

審議事項

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

事務局から、審議順序について、検討資料及び答申素案（審議用事務局案）では、「文書不存在の取扱い」からとなっているが、説明の関係上、レジュメにあるように「公益上の理由による裁量的開示」、「存否応答拒否」、「文書不存在の取扱い」という順序に変更する旨の説明があった。

(1) 公益上の理由による裁量的開示（以下「裁量的開示」という。）について

〔結論〕

不開示情報が記録されていても、個々の事例における特殊な事情等により、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の判断によって開示することができる旨の規定を設けることが適当である。

〔審議経過〕

裁量的開示についての事務局案

6 公益上の理由による裁量的開示（現行条例に規定なし）

不開示情報が記録されていても、公益上特に必要があると認めるときは実施機関の判断によって開示することができる規定を設ける。

（説明）

条例に規定する不開示情報については、通例、実施機関が開示してはならないこととなるが、不開示情報に該当する場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合があり得るという観点から、実施機関の判断により裁量的開示することができるよう、条例上に根拠規定を設けておくことが適当である。

なお、この規定が濫用されないように、また、実施機関が恣意的に判断しないようこの規定の適用については慎重な運用に努めなければならない。

〔説明〕

現行条例ではこの規定はないが、情報公開法施行後に条例改正を行った自治体では、ほとんど規定されている。

これは、不開示事項に該当する場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合があり得るという観点から、実施機関の判断により裁量的に開示することができるよう、条例上に根拠規定を設けておくという趣旨である。

国がこの規定で開示した例としては、B S E の感染源調査に基づく特定企業の飼料検査調査報告書に記載された企業名や、日本銀行の退職者の再就職先に関する文書中の個人情報がある。

なお、この規定を設ける場合は、実施機関が恣意的に判断することのないように慎重な運用に努める必要がある。

〔質疑〕

Q 裁量的開示の規定を適用するのは、どのような場合か。

A 不開示事項を開示する不利益を上回る社会的、公共的な利益があると実施機関が判断した場合である。特に個人情報と法人等情報の規定の中には、それぞれに人の生命、身体等を保護するために必要な場合は開示するという規定があるので、そういう規定があっても開示できない場合において、個々の特殊な事情等によって、開示することに公益が認められるときに高度の行政判断によって開示するということである。

〔意見〕

この規定を適用するのは、かなりむずかしいのではないか。開示する際には、公益上の必要性をわかりやすく説明する必要がある。

恣意的な運用にならないように気を付けて欲しい。

答申では、個々の事例における特殊な事情等において、公益上特に必要がある場合というような表現にして欲しい。

(2) 存否応答拒否について

〔結論〕

当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を条文に規定することが適当である。

〔審議経過〕

存否応答拒否についての事務局案

8 存否応答拒否について（現行条例に規定なし）

公文書の存否を答えること自体が不開示情報を開示したことになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を条文に規定する。

（説明）

現行条例は、存否応答拒否（例えば、特定の個人につながる病歴や犯罪の内偵捜査に関する情報の開示請求があった場合など、その文書の存否を答えるだけで不開示規定で保護しようとする権利利益が侵害される場合に対応するため、存否を明らかにしないで決定を行う規定）について規定していないが、要綱で拒否の決定をし、「拒否の理由」欄にできるだけ具体的にその理由を記載しなければならないと規定しており、不服申立て、訴訟の提起をすることができる教示を行っている。このことを、より明確にするため、条例に明記することが適当である。

〔説明〕

現行条例では、存否応答拒否については明文の規定がなく、要綱の規定で運用している。存否応答拒否の決定は平成14年度に一度だけ行ったことがある。

情報公開法施行後に条例改正を行った自治体は、ほとんどこの規定を入れ

ている。

〔質疑〕

Q 拒否決定は、行政処分となり取消訴訟も可能なのか。

A 可能である。現在は、条例に明文の規定がないため、この規定を入れることにより明確にしたい。

〔意見〕

意見は特になかった。

(3) 不開示事項等について

ア 文書不存在の取扱い

〔結論〕

公文書が存在しない場合の決定を、不開示処分を含める旨を明記することが適当である。

〔審議経過〕

文書不存在の取扱いについての事務局案

(9) 文書不存在の決定（現行条例に規定なし）

公文書が存在しない場合の決定を、不開示処分を含める旨を明記する。

（説明）

現行条例では、公文書が存在しない場合の決定については、運用で形式的要件を満たさない不適法な請求として却下の決定を行い、不服申立てができる旨の教示をしている。したがって、条例上、処分であることを明確にし、不服申立て・訴訟の対象となることを明らかにするため、公文書を開示しない旨の決定に開示請求に係る公文書を保有していないときを含むものとするを条例に明記することが適当である。

〔説明〕

具体的な条文の規定としては、「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書

を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、…」という内容になる(開示請求を拒否するときとは、存否応答拒否の場合である。)

最近の傾向として、開示請求時に請求者が求めている公文書が、廃棄年度の経過で既に廃棄している等の旨を口頭で説明しても納得されず、文書がないという決定を文書で欲しいと要求されることが多いので、文書不存在による却下の決定が増加している。過去の却下決定等の件数は、平成10年度が3件、平成11年度から平成14年度まではなかったが、平成15年度が7件、平成16年度が3件、平成17年度が11件、平成18年度が16件となっており、条例に明記して処分であることを明確にした上で対応していきたい。

〔質疑〕

Q 公文書が存在しない場合の決定を、不開示処分に含めるという規定の仕方は、情報公開法と同じなのか。

A 法と同じである。

〔意見〕

意見は特になかった。

(4) 第三者保護に関する手続について

〔結論〕

対象公文書に第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者の権利利益を保護するため、意見聴取する手続を設けるとともに、第三者から反対の意思が示されたにもかかわらず開示する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を条例に規定することが適当である。

〔審議経過〕

第三者保護に関する手続についての事務局案

7 第三者保護に関する手続について

対象公文書に第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者の権利利益を保護するため、意見聴取する手続を設けるとともに、第三者から反対の意思が示されたにもかかわらず開示する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を条例に規定する。

(説明)

現行では、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示に際しては、任意の判断で第三者の意見聴取を行うことができるとの規定を設けているが、第三者に関する情報が不開示事項の個人情報、法人等に関する情報のただし書き又は公益上の理由による裁量的開示によって、例外的に開示しようとするときは、適正手続の理念から、第三者の権利利益を十分に考慮し、意見書を提出する機会を与え、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保する期間をおくなど、第三者の権利利益を保護するための手続を条例に規定することが適当である。

[説明]

現行条例では、第三者の意見聴取については任意となっている。

[質疑]

Q 第三者から意見聴取するのは、具体的にどのような場合なのか。

A 公文書に市以外の者の情報が含まれていた場合、例えば法人の内部情報が含まれている場合等である。

Q 第三者が、開示に反対する意思を表示した場合、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するために設ける期間とは、どの程度なのか。

A 情報公開法では、「少なくとも2週間」と規定されている。

Q 第三者への意見聴取が義務付けられるのは、どのような場合か。

A 個人情報のみならずの規定で、人の生命、健康、財産等を保護するために開示するとき、法人等情報のみならずの規定で、人の生命、健康、財産等を保護するために開示するとき及び裁量的開示を行うときである。

〔意見〕

開示することに緊急性がある場合は、スムーズに対応できないおそれがあるのではないか。

(5) 土地開発公社等の情報公開について

〔結論〕

生駒市土地開発公社を実施機関に加えることが適当である。

出資等法人及び公の施設の指定管理者の情報公開については、実施機関に準じて情報公開に努めるために必要な措置を講ずるものとし、実施機関においてもその業務内容や自立性を尊重しつつ、必要な指導を行う旨の規定を設けることが適当である。

〔審議経過〕

生駒市土地開発公社の情報公開についての事務局案

9 土地開発公社等の情報公開（現行条例に規定なし）

(1) 生駒市土地開発公社の情報公開

生駒市土地開発公社を実施機関に加える。

（説明）

生駒市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により設立され、市とは別の独立した法人格を持っているということから、実施機関には含めていない。しかし、市が全額出資している法人であり、市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の重要な一翼を担っていること、理事長等が市長から任命されることなどから、市と同様に市民に対し説明責任を負うべき存在であり、独自に情報公開に関する規定を制定して市に準じ

た開示基準で情報公開を実施している現状から、実施機関に含めることが
適当である。

〔説明〕

現行条例では、土地開発公社は実施機関に入っておらず、公社独自で開示
規程を定めて運用しているが、国の特殊法人情報公開検討委員会において、
土地開発公社については情報公開条例の実施機関に入れることが可能である
との旧自治省の見解が示されたため、実施機関に入れたいと考えている。

〔質疑〕

Q 現行条例では、なぜ実施機関に入っていなかったのか。

A 現行条例が施行された平成10年当時、旧自治省は、土地開発公社は法
人格が別であり、実施機関に含めるのは法的に問題があるという見解を示
していたため、実施機関には含めなかったが、平成12年に国の特殊法人
情報公開検討委員会において、一転して土地開発公社については、実施機
関に含めても法的に問題がないという見解を示した。

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」(以下「公拡法」
という。)の中で、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を
目的とすると規定されており、いわば地方公共団体の分身というべきもの
で、出資についても地方公共団体の100%出資であり、設立に当たっても、
議会の議決が必要である。したがって、公社の保有する情報について、地
方公共団体と同等の情報公開を行うことは、土地開発公社設立の趣旨から
も望ましいと考えられ、公拡法から見ても特段の問題はないというのが理
由である。

本市の実状としても、公社職員は街路事業課や出納室の職員が兼務して
おり、公社の事務局も街路事業課内にあり、仕事内容を明確に区分するの
は困難である。また、公社文書も街路事業課内や集中書庫等で市の公文書
と同様に管理されているため、実施機関に含めても、事務的な不都合は生

しない。

Q 他の出資法人である（財）生駒市ふれあい振興財団（以下「ふれあい振興財団」という。）（財）生駒市メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）は、実施機関には適さないということなのか。

A 土地開発公社以外の出資法人については、実施機関に入れることについては、法的な問題があると考えられる。

Q 公社に対する開示の申出は今までにあったのか。

A 公社が土地を先行取得したときや、市が公社から土地を買い戻した時の契約書などについての開示の申出があった。

Q 実態として土地開発公社の事務的な独立性がほとんどなく、市民から見て市と同じという感覚であるため実施機関に含めるとするならば、メディカルセンターやふれあい振興財団という他の出資団体については、どう考えるのか。

A メディカルセンターとふれあい振興財団については、それぞれ市職員を派遣しているが、事務局は市役所とは別の建物内にあり、事務的にも独立している。ふれあい振興財団は市の100%出資であるが、メディカルセンターは、市と医師会が50%ずつ出資している。両方とも、民法上の法人であり、実施機関に含めるのは、法的に問題があるのではと考える。

Q 土地開発公社以外の出資法人を実施機関に入れることについての、国の見解はどうか。

A 土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の地方3公社以外の出資法人については、情報公開条例の実施機関とすることが関係法令に違反しないかどうかの検討が必要であるが、一般的に地方3公社のように特別視する理由はないとしている。ただ、出資法人に対して情報公開の努力義務があると規定したり、情報の提供を求めたりすることは問題ないとしている。

Q 土地開発公社を実施機関に入れるメリットは何か。

A 情報公開制度の目的の1つには、行政を監視するという部分がある。公社が行う土地の先行取得が適正に行われているかどうか知りたいという市民の要求もあるため、公社が実施機関に入ることにより、土地購入に係る事務の透明性が高まる。また、公社が行った不開示決定等に対し、不服申立てが可能になる。

出資等法人及び指定管理者の情報公開についての事務局案

(2) 出資等法人等の情報公開

出資等法人や指定管理者の情報公開については、実施機関に準じて情報公開に努めるために必要な措置を講ずるものとし、実施機関においてもその業務内容や自立性を尊重しつつ、必要な指導を行う旨の規定を設ける。

(説明)

市が相当の割合で出資その他財政的支出等を行っている法人で、職員を派遣している法人及び公の施設の指定管理者については、市政の一部を補完又は分担していることから、公正で開かれた市政の実現のためには、これらの法人の情報公開についても推進していくことが必要であり、条例の趣旨にのっとった措置を講ずるよう努めるべきである。また、実施機関に対しても、法人に対しその旨の指導に努めるなど情報公開の推進に必要な措置を講ずべきである旨の規定を設けることが適当である。

[説明]

市が50%以上出資している法人や補助金等の財政援助を行っている法人で、職員を派遣している法人には、ふれあい振興財団、メディカルセンターの他、(財)生駒市シルバー人材センター及び生駒市社会福祉協議会がある。また、11の法人や団体が公の施設の指定管理を行っている。それらの法人等についても、情報公開に努めてもらうように規定を設けたい。

〔質疑〕

Q 現在、指定管理者との協定書の中に、情報公開に関する項目は入っているのか。

A 今は入っていない。

Q 奈良県の情報公開条例の「指定管理者の保有する情報の公開」の規定のように、「県は、・・・指定管理者の保有する当該管理に関する情報の収集に関し必要な措置を講ずるものとする」というような条文にするのであれば、協定内容の見直しが必要になるのか。

A 見直しが必要になる。

〔意見〕

指定管理者の情報公開について、奈良県の情報公開条例のような規定にすれば、スムーズな運用ができるのではないか。

(6) 不服申立てについて

〔結論〕

不服申立てについては、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、処理手続に関する規定の整備を図ることが適当である。

〔審議経過〕

不服申立ての手続についての事務局案

1 0 不服申立ての手続について

不服申立については、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、処理手続に関する規定の整備を図ることが適当である。

(説明)

不服申立てについては、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、審査会への諮問の対象となる事由を明確にするとともに、不服申立人等に対して、審査会に諮問を行った旨の通知を行うこと及び第三者から開示に反対の意思が示されたにもかかわらず開示決定する場合には、当該第

三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保することなど処理手続に関する規定を設けることが適当である。

〔説明〕

不服申立てに関する手続について、今まで要綱に規定していたものを条例上、明文化することになる。

〔質疑〕

質疑は特になかった。

〔意見〕

意見は特になかった。

2 その他

(1) 委員から、オンライン結合と、セキュリティに関する監査の2点について以下の意見が出された。

【オンライン結合についての意見】

最近、IT化の進展等によりオンライン結合に係る諮問が多い。中でも後期高齢者医療保険制度に伴うものなど、国が行う全国的な事業のための結合であって、本市が結合しないと事業の執行に重大な影響を及ぼすといった内容のものが増加している。このような公益上の必要性が高く、個人の権利利益を侵害するおそれが認められないようなケースについては、審議会の効率的な運営のため、個々に審議するのではなく、包括的諮問事項として事前に審議しておき、その要件を満たすものについては、事後の報告で良いといった運用にして欲しい。

【セキュリティに関する監査についての意見】

他市で実施しているところは少ないかもしれないが、情報システム等のセキュリティに関する監査を実施して欲しい。もし、市の計画等があれば聴かせて欲しい。

【意見に対する事務局の回答】

事務局からは以下のとおり回答した。

オンライン結合については他市の例も踏まえ検討する。

セキュリティに関する監査については、情報政策課が担当課になるため、その旨を伝え検討するよう要望する。

(2) 日程の確認について

次回の審議会は、11月26日(月)午後6時からとする。

(3) 会議録について

会議録については、「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。